

一般社団法人静岡県地質調査業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県地質調査業協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社員相互による地質調査業の健全なる進歩発展を図り、調査技術の改善と研鑽に努め、その経済及び社会資本の整備充実を向上させ、公共の福祉に寄与貢献すると共に、社員の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 地質調査の技術に関する調査研究及び啓発事業
2. 地質調査及び地質調査業に関する法制及び施策の調査研究並びにそれに関する提言事業
3. 地質調査及び地質調査業に関する情報、資料の蒐集、交換及び提供を行う事業
4. 地質調査及び地質調査業の社会的使命、社会貢献及び地域貢献に関する啓発事業
5. 地質調査業に従事する技術者の育成と資質の向上を図る事業
6. 関係官公庁等の関係諸団体との連絡及び連携事業
7. 関係諸団体から受託する地質調査に関する事業
8. 地質調査業に関する講習会・講演会・研修会の企画、開催、運営、監理
9. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的や事業に賛同し、入社した者を社員とする。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別途定める基準により入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、法人の目的を達成するため、その必要な経費を支払う義務を負う。
社員は、別に定める基準により入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は団体・法人が解散したとき。
- 三 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- 五 定款の変更
- 六 入会の基準並びに会費の金額
- 七 解散及び余剰財産の処分
- 八 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- 九 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第15条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、副会長がその任に当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の2以上有する社員(委任代理人を含む)が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 合併、事業の譲渡
- 六 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうちからその会議において選出された議事録署名人が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上7名以内
- 二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事として、代表理事をもって会長とする。

3 会長以外の理事のうち1名を副会長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は社員総会の決議により選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査を行うことができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問)

第26条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協会の運営や技術的な事項に関し、会長の諮問に答える。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 二 規則の制定、変更及び廃止
- 三 理事の職務の執行監督
- 四 会長及び副会長の選定及び解職
- 五 全各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第36条 この定款に定めるほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成31年3月31日までとする。

附則

- 1 この法人の設立時の社員は次のとおりである
設立時社員
設立時社員
設立時社員
設立時社員
設立時社員
設立時社員

- 2 この法人の設立時役員の名氏及び住所は、以下のとおりとする。
設立時理事
設立時理事
設立時理事
設立時理事
設立時理事
設立時理事
設立時監事

- 3 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人静岡県地質調査業協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年 3月15日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員